

健康保険 被扶養者の資格条件

◆国内居住要件

日本国内に居住していること（住民票があること）

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外として国内居住要件を満たすこととされます。

◆収入条件

「主として被保険者の収入によって生活をしていること」

被扶養者の年間収入が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満であって、原則として被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること。

（注 意）

- ・健康保険では、「所得」でなく控除前の「収入」で判断します。
- ・課税対象でない遺族年金・恩給も健康保険では収入の対象になります。
- ・自営業者については、総収入－「直接的必要経費」で計算します。
※健保組合が認めた「直接的必要経費」は、税法上の経費とは異なります。
詳細は健保HP「直接的必要経費一覧」をご覧ください。（令和5年11月改訂）

《被保険者と同一世帯に属していない場合》

被扶養者の年間収入が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満であって、原則として被保険者からの仕送り額より少ないこと。

※「仕送り証明」の提出が必要です。

振込み人（被保険者）と受取人（被扶養者）の氏名が明記された、金融機関の振込明細のコピー（1 年分）

※下記に該当する場合は、仕送り証明は不要です。

- ・本来同居であるが、被保険者が「単身赴任」で別居している家族
- ・「学生」で、通学の為に別居している子供
- ・本来同居であるが、施設に入所する必要がある別居している家族
（別途、施設に入所している「入所証明」の提出が必要）